被扶養者認定について

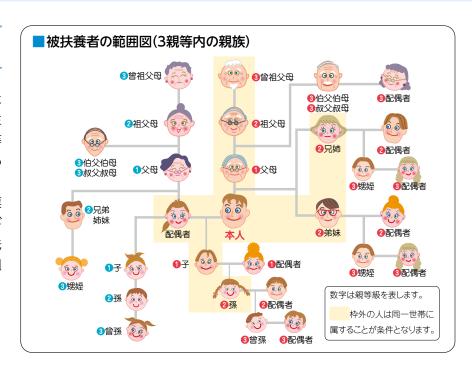
健康保険では被保険者本人だけではなく、その家族等も一定の条件に該当すれば 「被扶養者」として認定され、家族等が保険料を負担しなくても保険給付が受け られます。家族が増えたときや減ったときは、事由発生時から5日以内に「被扶養 者異動届』を勤務先の事業所を経由して当組合に提出してください。



家族が増えたとき

結婚、出産等で新たに家族が増えたと きは、主として被保険者の収入により生 計維持されていて、右図のように三親等 内の親族の範囲であれば被扶養者となる ことができます。

また、収入を確認できるものや住民票 等の関係書類を添付していただく場合が ありますので、手続きする前に必ず勤務先 の健康保険担当者様にご相談または当組 合にご確認ください。



収入基準額

- ●同一世帯の場合は、年収130万円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人 の場合は180万円)未満で、かつ被保険者の年収の2分の1未満であること。
- 別居の場合は、年収130万円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人の場 合は180万円)未満で、被保険者からの仕送り額よりも少ないこと。

■収入の範囲と年収の基本的な考え方

①アルバイトや パートなどを している方

収入の範囲 → 支給されている給与の総額(通勤交通費等の非課税収入および賞与を含みます)

年収の算出 →直近の給与明細(おおむね3~6ヵ月分)から年収を算出 例:(4月:108,000円+5月:105,000円+6月:95,000円)÷3×12≒1,232,000円

②各種年金収入が ある方

収入の範囲

→公的年金(厚生年金、国民年金、公務員等の共済年金、障害年金、遺族年金)、企業年 金、各種の恩給など支給を受けている年金額等の総額(介護保険料や所得税等の控 除前の金額となります)

年収の算出→年金額改定通知書、年金振込通知書等で年収を算出

3公的保険給付を 受けている方

収入の範囲 ⇒雇用保険の失業給付、育児休業給付金、健康保険の傷病手当金・出産手当金等

年収の算出 →失業給付金:基本手当日額×360日、育児休業給付金:給付金(2ヵ月に1回)×6、 傷病手当金・出産手当金:支給金額・支給期間を参考に年収を算出

4 自営業・雑収入・ その他継続的な 収入がある方

■収入の範囲■→農業・漁業・商業・工業等自家営業、保険の外交等自由業に基づく収入等、不動産収入 (土地·家屋·駐車場等の賃貸収入等)、原稿料·印税·講演料等、利子収入(預貯金·有 価証券利子等)、配当収入(株主配当等)、株式譲渡益等

年収の算出 →直近の所得税確定申告書(税務署提出分の控一式)を参考に収入を算出。 (所得税法上認められている経費と被扶養者認定における経費の取り扱いは異なります)

国内居住要件

被扶養者の範囲は、日本国内に住所を有するもの、または渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基 礎があると認められるものに限定されています。ただし、日本国内に住所を有しない場合であっても、留学や単身 赴任の帯同など、日本国内に生活の基礎があると認められる場合については被扶養者として認められます。

家族が減ったとき

被扶養者となっているご家族が、下記のような理由等により被扶養者の認定 条件から外れたときは、事由発生後すみやかに『被扶養者異動届(削除)』に該当 者の保険証を添え、勤務先の事業所を経由して当組合へ提出してください。

こんなときは被扶養者ではなくなります

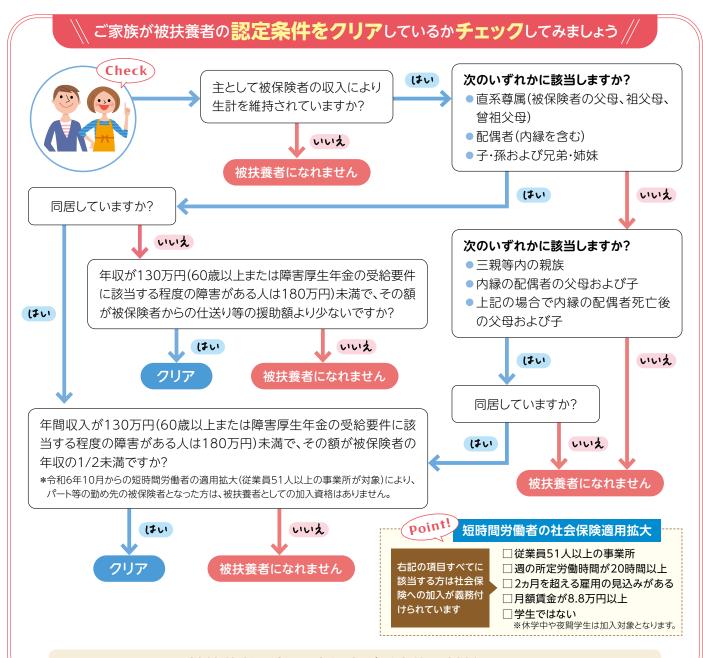
- 就職して勤務先の健康保険等の被保険者となったとき
- 子どもが結婚して配偶者の被扶養者になったとき
- 被保険者と離婚したとき
- 被扶養者の年収が基準額を超えたとき
- 同居が条件の被扶養者が別居したとき

- 別居している被扶養者への仕送りをやめたとき
- 仕送り額が被扶養者の収入より少なくなったとき
- 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- 亡くなったとき

など

当組合の被扶養者資格を喪失した後に当組合の保険証を誤って使ってしまうと、自己負担額を除いた医療費(総医療費の7~8割) や支給した保険給付金を返還していただくことになりますのでご注意ください。

また、届出が遅れますと、健保組合が高齢者医療制度等へ支払う支援金の額に、被扶養者から削除しなければならない方の分も追加されてしまいます。さらに、本来支払う必要のない医療費も発生することになり、結果、皆さまの保険料負担の増加につながります。組合財政の健全化のため、届出はすみやかにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。



被扶養者認定は、当組合が総合的に判断します

被保険者の経済的扶養能力や、認定対象者の収入・生活の実態・被保険者が扶養する事情等を当組合が総合的に判断し、 事実と著しくかけ離れておらず、社会通念上妥当性を欠いていないと認められる場合のみ被扶養者として認定します。